

第5章 法人の合併について

1 NPO法人の合併

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法33)。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法34)。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法35)。

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令8)。

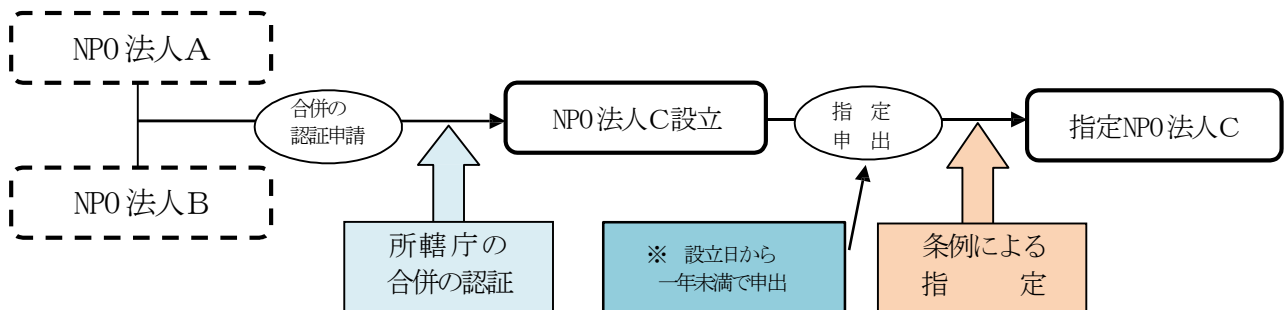
(注)「一定の期間内」の期間は、2カ月を下回ってはなりません。

2 合併法人に係る指定の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が指定を希望する場合には、市長に指定の申出を行うこととなります。なお、申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、指定を受けようとする場合には、指定の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立されたNPO法人が指定を受ける場合

指定を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併新設法人」といいます。)である場合の実績判定期間及び指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

ア 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります(条例5、規則28)。

(ア) 実績判定候補期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているときその最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき設立の日の前日

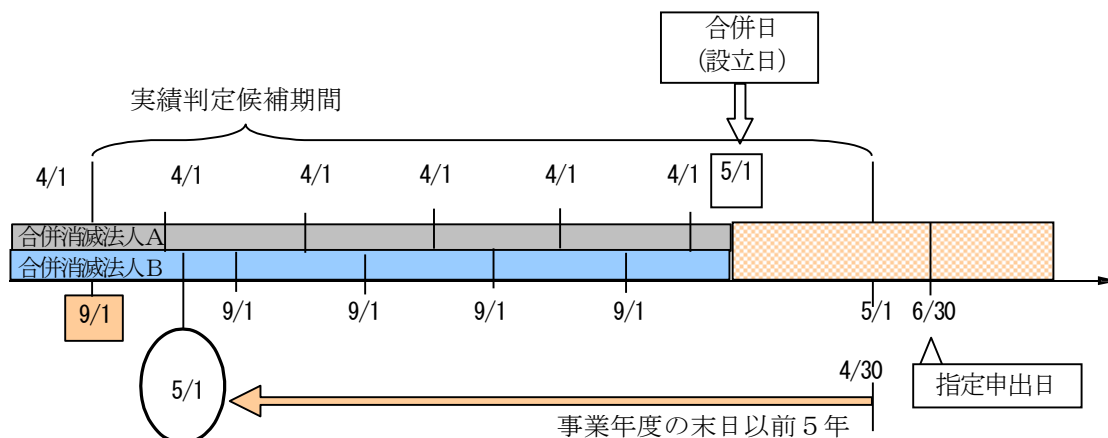
(イ) 実績判定候補期間の開始日

上記ア(ア)①又は②の日以前5年(過去に指定を受けたことのないNPO法人等が指定を受けようとする場合は5年のうち任意の2年)内に終了した合併新設法人又は合併によって消滅した各NPO法人(以下「合併消滅法人」といいます。)の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

(設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（事業年度：9月～8月）が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
（注）合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cがn+1年6月30日に指定の申出を行う場合

n-5年 n-4年 n-3年 n-2年 n-1年 n年 n+1年 n+2年



これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定候補期間の開始日になる
 ⇒実績判定期間
 「n-5年9月1日～n+1年4月30日のうち任意の2年度」

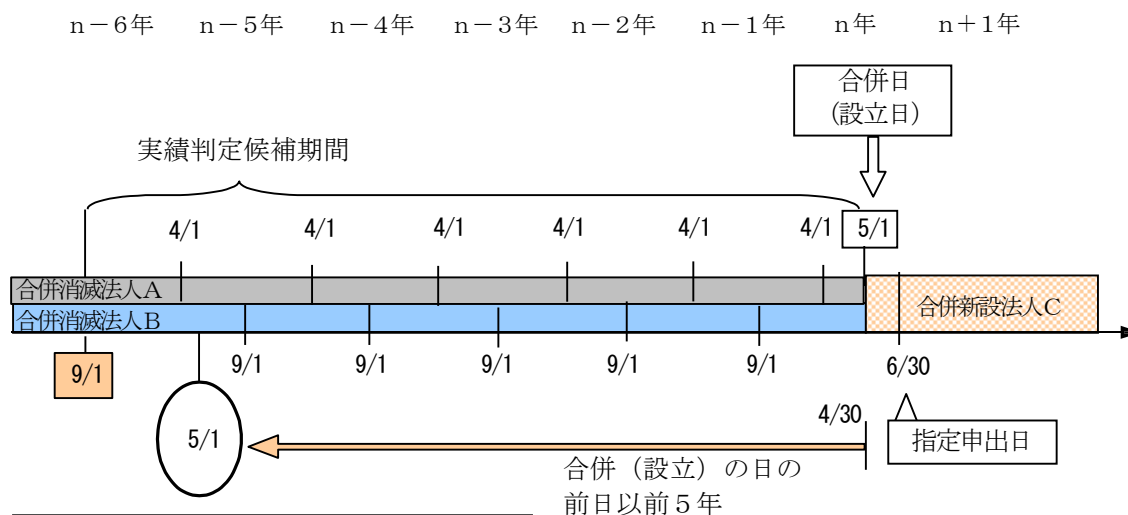
《ポイント》

この例の場合、申出書を提出するn+1年6月30日に係る事業年度の初日（n+1年5月1日）においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。

なお、申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申出した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（事業年度：9月～8月）が、
- ② n年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cがn年6月30日に指定の申出を行う場合



これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定候補期間の開始日になる
⇒実績判定期間
「n-6年9月1日～n年4月30日のうち任意の2年度」

参考：各規定の読み替え（規則28）

通常の申請時	読み替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人其他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、5年のうち任意の2年）内に終了した各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。（条例2条④）</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（<u>当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。</u>）以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人其他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、5年のうち任意の2年）内に終了した<u>当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度</u>（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。（条例2条④）</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</u>（条例4条⑩）</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、<u>当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること。</u>（条例4条⑩）</p>

イ 法人の設立前の期間における指定の基準への適合の判定（条例5、規則28）

申出をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。

② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
公益性要件（支援参加基準・協働事業基準）に関する基準		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準		
運営組織及び経理に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基 事 業 活 動 に 関 する	ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
す 情 報 基 公 準 開 に 関	ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	イ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り、）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類提出に関する基準		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為等に関する基準		
市税の滞納に関する基準		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1）各基準の詳細は、第3章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準（P38～51）」を参照してください。

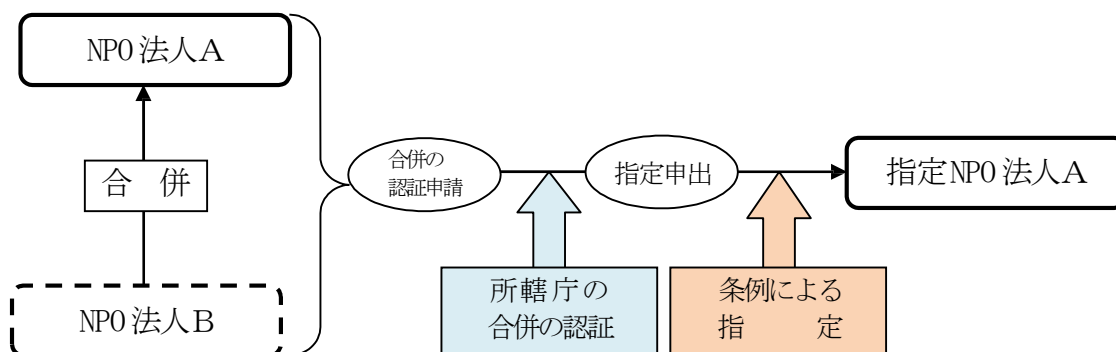
《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、運営組織及び経理に関する基準、事業活動に関する基準のアとイ、情報公開に関する基準、所轄庁への書類提出に関する基準及び不正行為等に関する基準、市税の滞納に関する基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります（条例4①(12)）。

(2) 合併後存続したNPO法人が申出を行う場合

指定を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申出書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」といいます。）である場合の実績判定期間及び指定の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から指定の申出日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

ア 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（条例5、規則28①）。

(ア) 実績判定候補期間の終了日

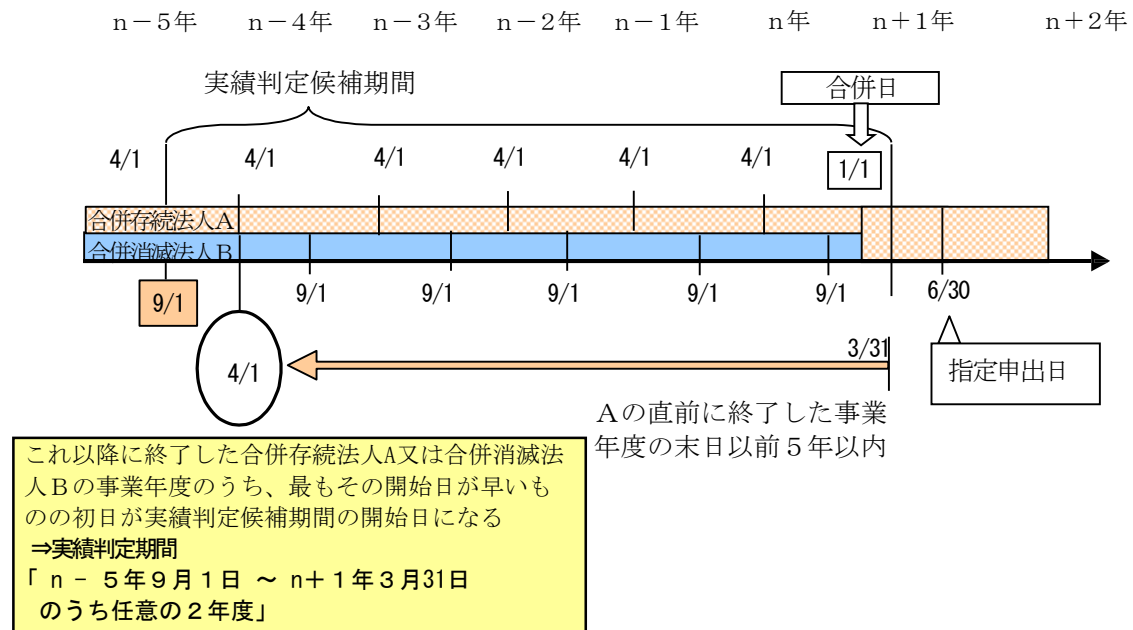
- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき 合併の日の前日

(イ) 実績判定候補期間の開始日

上記ア(ア)①又は②の日以前5年（過去に指定を受けたことのないNPO法人が指定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

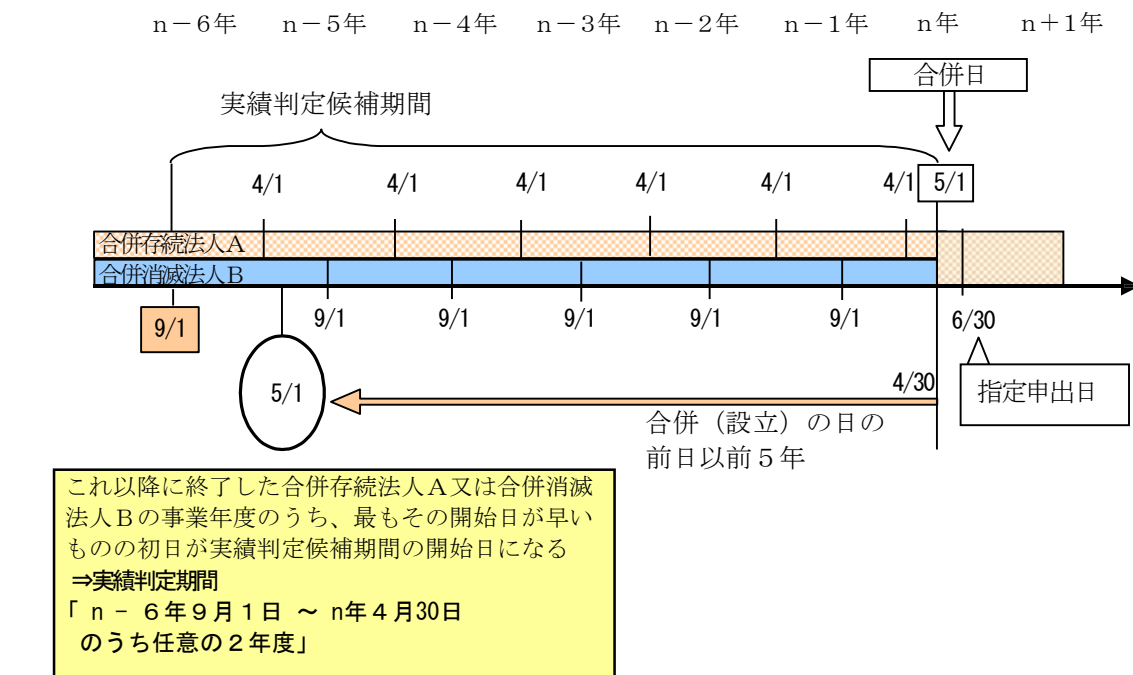
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (事業年度: 9月~8月) が、
- ② $n+1$ 年1月1日に合併して法人A が存続し、
- ③ 合併後の法人A が $n+1$ 年6月30日に指定の申出を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (事業年度: 9月~8月) が、
- ② n 年5月1日に合併して法人A が存続し、
- ③ 合併後の法人A が n 年6月30日に指定の申出を行う場合



(参考:各規定の読替え(規則28))

通常申請時	読み替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、5年のうち任意の2年）内に終了した各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。（条例2条④）</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>「実績判定期間」とは、指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）以前5年（指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、5年のうち任意の2年）内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。（条例2条④）</p>
<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。（条例4条⑩）</p>	<p>(設立後の経過期間について)</p> <p>申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、当該申出に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること。（条例4条⑩）</p>

イ 法人の設立前の期間における指定の基準への適合の判定（条例5、規則28）

申出をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。

② 合併前の期間（実績判定期間中に限ります。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

指定基準		合併前の判定方法
公益性要件（支援参加基準・協働事業基準）に関する基準		合併前滅法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準		
運営組織及び経理に関する基準		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 業 活 動 に 関 する	ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
す 情 報 基 公 準 開 に 関	ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	イ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前滅法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類提出に関する基準		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為等に関する基準		
市税の滞納に関する基準		

また、設立後の経過期間に関する基準は次のとおりとなります。

合併新設法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注1）各基準の詳細は、第3章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準（P38～51）」を参照してください。

《ポイント》

指定申出書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

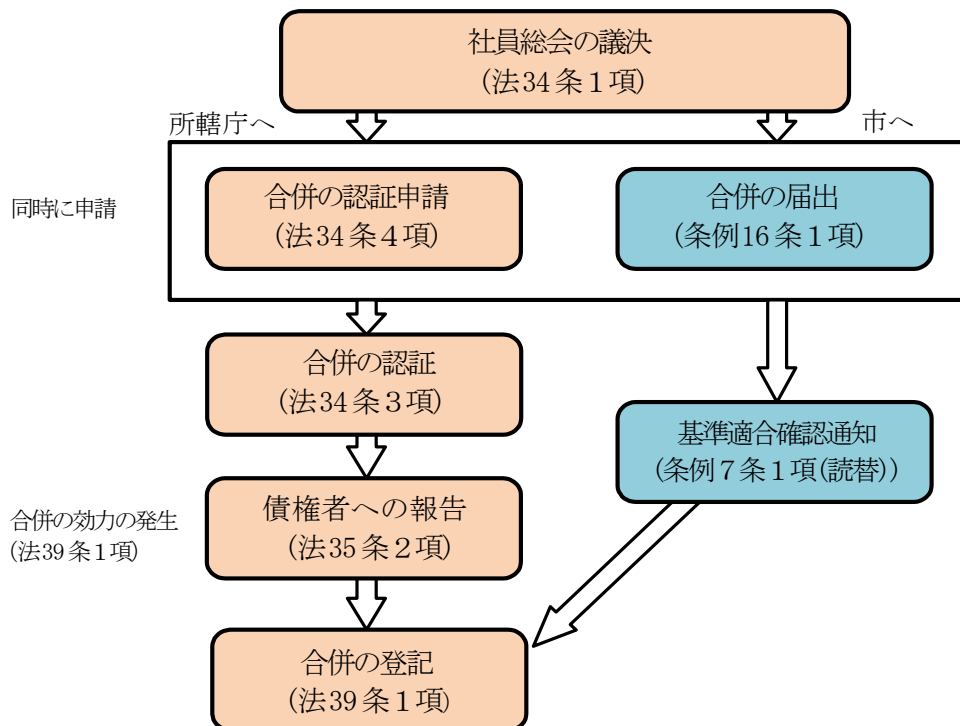
また、運営組織及び経理に関する基準、事業活動に関する基準のアとイ、情報公開に関する基準、所轄庁への書類提出に関する基準及び不正行為等に関する基準、市税の滞納に関する基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく指定の時まで満たしておく必要があります（条例4①(12)）。

(3) 指定NPO法人の合併

ア 指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

指定NPO法人が指定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併後のNPO法人について、条例第4条第1項各号（第10号を除く）の基準に適合すると市長が確認したときに限り、指定NPO法人としての地位を承継します（条例16）。

○ 合併までの手続き



イ 合併の申出

上記アの市長の基準適合確認を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に合わせて、市長に当該合併の届出をしなければなりません（条例16）。

ウ 実績判定期間及び指定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記の合併後に指定を受けようとする場合の実績判定期間及び各指定基準は、次のとおりとなります。

(ア) 実績判定期間

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人の指定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります（条例16④、規則39）。

① 実績判定期間の終了日

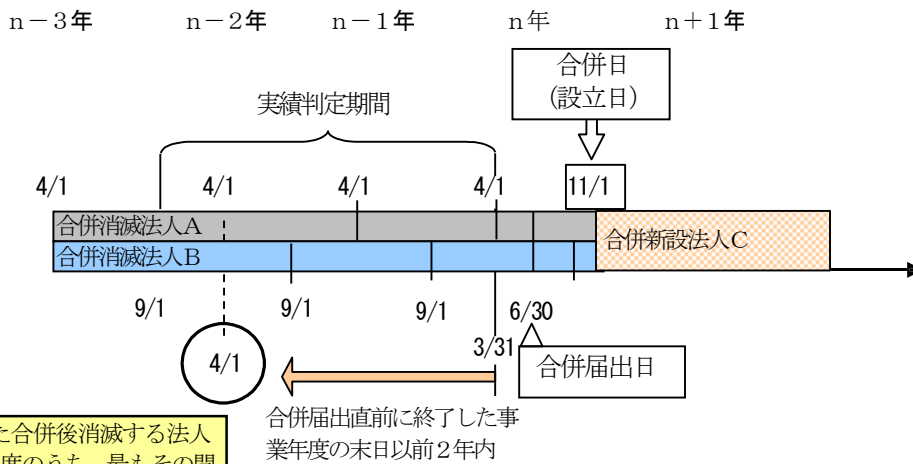
合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人（合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。）の各事業年度のうち申出書を提出する直前に終了した事業年度の末日

② 実績判定期間の開始日

上記①の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(合併によって設立されるNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

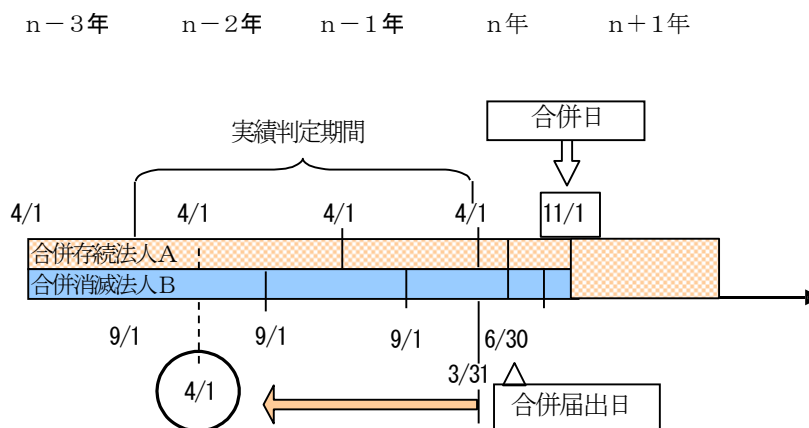
- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (事業年度: 9月~8月) が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C (事業年度: 5月~4月) を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



これ以降に終了した合併後消滅する法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
 ⇒実績判定期間
 「n-3年9月1日~n年3月31日」

(合併後存続するNPO法人が指定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A (事業年度: 4月~3月) と法人B (事業年度: 9月~8月) が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の届出を行う場合



これ以降に終了した合併後存続する法人A又は合併後消滅する法人Bの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
 ⇒実績判定期間
 「n-3年9月1日~n年3月31日」

参考:各規定の読替え (規則39)

通常申請時	読み替え後
<p>(実績判定期間について)</p> <p>「実績判定期間」とは、<u>指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人その他規則で定める特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあつては、2年)内に終了した各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)</u>のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。 (条例2条④)</p>	<p>(実績判定期間について)</p> <p>「実績判定期間」とは、<u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあつては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。)</u>の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度(その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)。以下同じ。)のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。 (条例2条④)</p>

(イ) 指定基準への適合の判定 (条例16、規則28)

指定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

指定基準		合併前の判定方法
公益性要件(支援参加基準・協働事業基準)に関する基準		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準		
運営組織及び経理に関する基準		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準	ア 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	イ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
関係する公基開準に	ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	イ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人(実績判定期間中に指定を受けていた期間が含まれるものに限り)のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類提出に関する基準		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為等に関する基準		
市税の滞納に関する基準		

また、設立後の経過期間に関する基準（条例4条①(10)）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申出書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。（規則28条①）

(注1) 各基準の詳細は、第3章 解説編「3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準」P38～51)を参照してください。

控除対象特定非営利活動法人合併届出書

年 月 日 登別市長 様	主たる事務所の所在地	〒		
		電 話 番 号		
		F A X 番 号		
	フリガナ 法人の名称			
	フリガナ 代表者の氏名			
	指定年月日	年 月 日		
	指定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日			
本申出において適用する公益性要件 <input type="checkbox"/> 寄附金に係る相対値基準（条例第4条第1項第2号アに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 寄附金に係る絶対値基準（条例第4条第1項第2号イに掲げる基準） <input type="checkbox"/> 国の委託事業等の実施 <input type="checkbox"/> ボランティア従事者に係る基準 <input type="checkbox"/> 催物の開催に係る基準 <input type="checkbox"/> 北海道条例個別指定法人				
年 月 日付けて特定非営利活動促進法第34条第3項の合併の申請をしたので、登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第16条第1項の規定により、届け出ます。				
合併後存続する法人又は合併によって設立する法人	フリガナ 法人の名称			
	フリガナ 代表者の氏名			
	主たる事務所の所在地	〒		
		電 話 番 号		
		F A X 番 号		
	現に行っている事業の概要			
	区分	指定・その他		
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職名		
〒				
	電 話 番 号			
	F A X 番 号			

別記様式第9号（裏面）

合併によって消滅する法人	フリガナ 法人の名称	
	フリガナ 代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 FAX番号
	現に行っている 事業の概要	
	区分	指定・その他

備考

- 1 合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人の主たる事務所以外の事務所又は合併によって消滅する法人が複数ある場合には、別紙に記載の上添付すること。
- 2 区分欄には、その法人が該当するものを「○」で囲むこと。ただし、合併によって設立する法人については、記入を要しない。
- 3 「現に行っている事業の概要」の欄については、その内容を説明する書類を別紙として添付すること。
- 4 届出書には、必要に応じて次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 寄附者名簿
 - (2) 条例第4条第1項各号（第10号を除く。）に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）及び条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - (4) 事業報告書等
 - (5) 役員名簿
 - (6) 定款等

条例第16条の合併届出書及び添付書類一覧

申出書・添付書類		
1	控除対象特定非営利活動法人合併届出書（別記第9号様式）	
2	実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（注）	
3	基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
公益性要件	支援参加基準関係①～⑥のいずれか1つの基準を選択し、該当する書類を提出することとなります。	
	① 相対値基準適用法人	
	指定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	② 絶対値基準適用法人	
	指定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	③ 公益的事業実施要件	
	指定基準等チェック表（第2表1 国の委託事業等の実績）	
	④ ボランティア従事者要件	
	指定基準等チェック表（第2表2 ボランティア従事者の参加）	
	⑤ 催物の開催要件	
	指定基準等チェック表（第2表3 催物の開催）	
	⑥ 北海道条例個別指定法人	
	指定基準等チェック表（第2表4 道条例個別指定法人用）	
基本的要件	協働事業基準関係	
	指定基準等チェック表（第3表 協働事業の実績）	
	指定基準等チェック表（第4表 共益的活動の割合）	
	指定基準等チェック表（第5表 運営組織及び経理が適切）	
	役員等の状況（第5表付表1）	
	帳簿組織の状況（第5表付表2）	
	指定基準等チェック表（第6表 事業活動の内容が適正）	
	役員等に対する報酬等の状況（第6表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第6表付表2）	
	指定基準等チェック表（第7表 情報公開が適切）	
	指定基準等チェック表（第8、9、10表 事業報告書の提出等）	
	指定基準等チェック表（第11表 市税の未納がない旨の証明）	
	欠格事由チェック表	
	4	寄附金予定事業一覧（別記第2号様式）
	5	実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）及び財産目録
6	最新の役員名簿	
7	最新の定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し	

(注意事項)

- 1 第1表、第4表及び第6表（ハ及びニに係る事項に限ります。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じです。）を一つの法人とみなして記載してください（規則39②）。
- 2 各認定基準等チェック表のうち、第5表、第6表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第7表及び第8、9、10、11表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（規則39②）。

申出法人名		(合併届出書次葉)		
法 人 名		主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 番 号 FAX番号		指定 ・ その他
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 番 号 FAX番号		指定 ・ その他
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 番 号 FAX番号		指定 ・ その他
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 番 号 FAX番号		指定 ・ その他
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 番 号 FAX番号		指定 ・ その他
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 番 号 FAX番号		指定 ・ その他
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 番 号 FAX番号		指定 ・ その他
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 番 号 FAX番号		指定 ・ その他
合併によって消滅する法人名 (代表者名)		電 話 番 号 FAX番号		指定 ・ その他